

| 提供サービス        | そ の 他 該 当 す る 体 制 等                    | 提出が必要となる場合  | 給付体制画一表以外の必要資料  |  |
|---------------|--|---|---|--|
| 78 地域密着型通所介護  | LIFEへの登録                               | 1 あり 2 なし   | 新規に「あり」で届出を行う場合<br>なし   | ※「LIFEへの登録」記入欄は一覧表の「N」列から「Q」列に記入欄があります。  |
|               | 職員の欠員による減算の状況                          | 1 なし 2 看護職員 3 介護職員  | 「なし」で登録していたが、いずれかが減算となる場合<br>勤務表<br>いずれかの職種を減算で登録していたが、「なし」となる場合<br>勤務表   | ※報酬改定による影響はありません。通常どおり、区分変更を行う場合のみ提出ください。  |
|               | 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 | 1 なし 2 あり   | 3%加算を算定する場合<br>「感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式」※「申請様式」及び「利用延人員数計算シート（通所介護等）」   | 様式は仙台市HP「通所系サービス事業所の規模に関する届出について」<br>https://www.city.sendai.jp/korekaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/tuusoservice_kibo.htmlに掲載しています。 |
|               | 時間延長サービス体制                             | 1 対応不可 2 対応可  | 「対応不可」で登録していたが、「対応可」に変更する場合<br>「対応可」で登録していたが、「対応不可」に変更する場合<br>運営規程<br>運営規程  | ※報酬改定による影響はありません。通常どおり、区分変更を行う場合のみ提出ください。  |
|               | 共生型サービスの提供（生活介護事業所）                    | 1 なし 2 あり   | (届出による異動を想定していません。)   |  |
|               | 共生型サービスの提供（自立訓練事業所）                    | 1 なし 2 あり   |   |  |
|               | 共生型サービスの提供（児童発達支援事業所）                  | 1 なし 2 あり   |   |  |
|               | 共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所）              | 1 なし 2 あり   |   |  |
|               | 生活相談員配置等加算                             | 1 なし 2 あり   |   |  |
|               | 入浴介助加算                                 | 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ  | あらたに「加算Ⅰ」もしくは「加算Ⅱ」の区分を「あり」として登録する場合<br>※旧加算を「あり」で届出していた場合でも、改めて届出が必要となります。<br>甲面図<br>旧「入浴介助加算」の体制を「あり」で登録していたが、体制の取り下げを行う場合<br>なし   | ※報酬改定による影響はありません。通常どおり、区分変更を行う場合のみ提出ください。  |
|               | 中重度者ケア体制加算                             | 1 なし 2 あり   | 「なし」から「あり」に変更する場合<br>※算定期始月の勤務表<br>※職員の資格の保持状況が確認できる資料<br>※利用者の割合がわかる資料（任意様式）<br>「あり」から「なし」に変更する場合<br>なし  |  |
|               | 生活機能向上連携加算                             | 1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ  | あらたに「加算Ⅰ」もしくは「加算Ⅱ」の区分を「あり」として登録する場合<br>※旧加算を「あり」で届出していた場合でも、改めて届出が必要となります。<br>指定訪問リハビリテーション、指定リハビリテーション事業所もしくはリハビリテーションを実施している医療機関との連携の状況が確認できる資料(委託契約書等)<br>旧「生活機能向上連携加算」の体制を「あり」で登録していたが、体制の取り下げを行う場合<br>なし | ※令和3年度算定対象となる事業者様については確定しています。   |
|               | 個別機能訓練加算                               | 1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ  | あらたに「個別機能訓練加算Ⅰイ」もしくは「個別機能訓練加算Ⅰロ」の区分を「あり」として登録する場合<br>※旧加算Ⅰイ及びⅠロの体制を届出していた場合でも改めて届出が必要となります。<br>※算定期始月の勤務表<br>※勤務表には職員の資格保持状況を付記してください   |  |
|               | ADL維持等加算（申出）の有無                        | 1 なし 2 あり   | 「申出」を行う場合<br>なし   | ※令和3年度算定対象となる事業者様については確定しています。   |
|               | ADL維持等加算Ⅲ                              | 1 なし 2 あり   | -   |  |
|               | 認知症加算                                  | 1 なし 2 あり   | 「なし」から「あり」に変更する場合<br>※算定期始月の勤務表<br>※勤務表には職員の資格保持状況を付記してください<br>※利用者の割合がわかる資料（任意様式）<br>「あり」から「なし」に変更する場合<br>なし   | ※報酬改定による影響はありません。通常どおり、区分変更を行う場合のみ提出ください。  |
|               | 若年性認知症利用者受入加算                          | 1 なし 2 あり   | 加算の区分変更を行う場合<br>(なし→あり、あり→なし両方とも)<br>なし   |  |
|               | 栄養アセスメント・栄養改善体制                        | 1 なし 2 あり   | 「なし」で届出していたが、「あり」に変更する場合<br>※算定期始月の勤務表<br>※勤務表には職員の資格保持状況を付記してください<br>「あり」で届出していたが、「なし」に変更する場合<br>なし  | ※報酬改定による影響は体制の名称のみです。通常どおり、区分変更を行う場合のみ提出ください。  |
|               | 口腔機能向上加算                               | 1 なし 2 あり   | 「なし」で届出していたが、「あり」に変更する場合<br>※算定期始月の勤務表<br>※勤務表には職員の資格保持状況を付記してください<br>「あり」で届出していたが、「なし」に変更する場合<br>なし  |  |
|               | 科学的介護推進体制加算                            | 1 なし 2 あり   | 「あり」とする場合<br>なし   | ※給付体制画一表と体制状況一覧表の提出は、加算の区分変更を行う場合のみ提出が必要となりますが、介護職員（等特定）処遇改善加算計画書は加算の算定を行う場合、前年度と区分に変更がなくても必ず提出する必要があります。  |
| サービス提供体制強化加算  | 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 7 加算Ⅲ                 | 新加算ⅠからⅢのいずれかを算定する場合<br>※旧「ケア一体化推進体制強化加算」を「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」のいずれかに区分変更しない場合は、改めて届出が必要となります。<br>別紙12-3<br>対象期間内の従業員の勤務の状況がわかる勤務表<br>※勤務表には職員の資格保持状況や勤務年数を付記してください<br>加算の体制を取り下げる場合<br>なし |   |  |
| 介護職員処遇改善加算    | 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ<br>3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ  | 新規算定を含め、加算の区分を変更する場合<br>介護職員処遇改善加算計画書<br>※計画書の提出期限は4月15日まではです。<br>※区分変更を行わない場合でも、計画書の提出は必要です。<br>加算算定を取り下げる場合<br>なし   | ※給付体制画一表と体制状況一覧表の提出は、加算の区分変更を行う場合のみ提出が必要となりますが、介護職員（等特定）処遇改善加算計画書は加算の算定を行う場合、前年度と区分に変更がなくても必ず提出する必要があります。   |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算 | 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ                       | 新規算定を含め、加算の区分を変更する場合<br>介護職員等特定処遇改善加算計画書<br>※計画書の提出期限は4月15日まではです。<br>※区分変更を行わない場合でも、計画書の提出は必要です。<br>加算算定を取り下げる場合<br>なし  |   |  |